第１２次いすみ市交通安全計画の概要

第一　計画の性格

第１２次いすみ市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）を根拠とし、千葉県が策定する第１２次交通安全計画に基づいて策定する法定計画です。

第二　計画策定の趣旨

いすみ市交通安全計画は、千葉県が定める計画に基づき５年ごとに計画を改定しています。令和３年度を初年度とする第１１次計画は令和７年度で計画期間が終了することから、令和８年度から始まる第１２次計画を新たに策定するものです。

第三　計画の基本理念

人命尊重の理念のもとに、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、「交通事故のない、安全で安心して暮らせるいすみ市」の実現を目指します。

第四　計画期間

この計画は、令和８年度から令和１２年度までの５か年間とします。

第五　計画の概要

第１２次いすみ市交通安全計画は『道路交通の安全』と『鉄道及び踏切道における交通の安全』の２編で構成します。

【第１編】道路交通の安全

１　目　　標

年間の交通事故死者数を、前年に比較して着実に減少させることに努めるものとします。

２　計画の重点事項

社会情勢の変化等を踏まえ、次の３項目に重点を置いた計画としています。

重点項目１：悪質・危険な運転者対策の強化
重点項目２：高齢者の交通安全対策の強化
重点項目３：自転車の安全利用対策の強化

３　施策の体系

国及び県が定める第１２次交通安全計画を踏まえて「１０の視点」による計画づくりを行うとともに、本市の実情に即した具体的な取組を展開するため、施策の体系を「９つの柱」で構築し推進を図ります。

【１０の視点】

「第１の視点」高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
「第２の視点」こどもの安全確保のための環境整備
「第３の視点」歩行者の安全確保のための意識変容
「第４の視点」自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
「第５の視点」特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
「第６の視点」生活道路・幹線道路における歩行者等の安全確保
「第７の視点」外国人の交通安全対策の推進
「第８の視点」地域が一体となった交通安全対策の推進
「第９の視点」交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
「第 10 の視点」先進技術の活用推進

【９つの柱】

【第１の柱】市民一人一人の交通安全意識の高揚

・市民総参加でつくる交通安全の推進
（交通安全の日における活動の推進など）
・交通安全に関する普及啓発活動の推進
（交通安全運動の推進など）
・地域でつくる高齢者交通安全対策の推進
（高齢者を事故から守る地域づくりの推進など）
・自転車の安全利用の推進
（自転車の安全利用に係る広報活動の推進など）
・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
（幼児に対する交通安全教育の推進など）
・効果的な交通安全教育の推進
（交通安全教育指導者の育成など）

【第２の柱】飲酒運転の根絶

・教育・知識の普及、啓発・意識の高揚
（飲酒運転根絶対策の推進など）
・市民に対する支援
（飲酒運転等に係る交通事故相談など）
・公職にある者の飲酒運転の根絶

【第３の柱】安全運転の確保

・高齢運転者対策の充実

（高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用など）

・外国人運転手者対策の強化

・安全運転管理の推進

【第４の柱】道路交通環境の整備

・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

（生活道路における交通安全対策の推進など）

・幹線道路における交通安全対策の推進

（事故危険個所対策の推進など）

・交通安全施設等の整備事業の推進

（交通安全施設等の戦略的維持管理など）

・高齢者等の移動手段の確保・充実

・自転車等の駐車対策の推進

・災害に備えた道路交通環境の整備

（災害に備えた道路の整備など）

・秩序ある駐車の推進

・交通安全に寄与する道路交通環境の整備

（道路の使用及び占用の適正化など）

【第５の柱】車両の安全性の確保

・自動運転車の安全対策・活用の推進

・自動車点検整備の充実

（自動車点検整備の推進など）

・リコール制度の充実・強化

【第６の柱】道路交通秩序の維持

・暴走族等対策の推進

（暴走族追放気運の高揚等など）

【第７の柱】救助・救急活動の充実

・救助・救急体制の整備

（大規模事故における広域応援体制の整備など）

・救急医療体制の整備

（救急医療機関等の整備など）

【第８の柱】被害者支援の充実と推進

（交通事故相談活動の推進など）

【第９の柱】交通事故調査・分析の充実

・交通事故多発箇所の共同現地診断

・交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断

【第２編】鉄道及び踏切道における交通の安全

・今後の鉄道及び踏切道における交通安全対策の方向
・鉄道施設等の安全性の向上
・鉄道交通の安全に関する知識の普及
・踏切道の構造改良の促進
・踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置